

様式 1 申請に対する処分（審査基準・標準処理期限の設定）について
指定保安検査機関の指定

所管所属	消防チーム
------	-------

根拠条文

- 高压ガス保安法第 58 条の 30 の 2（指定等）
 第 35 条第 1 項第 1 号の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて保安検査を行おうとする者の申請により行う。
 高压ガス保安法第 35 条（保安検査）
 第 1 種製造者は、高压ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
 一 特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣の指定する者（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合
 高压ガス保安法施行令第 18 条（都道府県知事が処理する事務）
 次に掲げる経済産業大臣の権限であって、その完成検査又は保安検査の業務を一の都道府県の区域内のみにおいて行う指定完成検査機関又は指定保安検査機関に関するものは、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。
 二 指定保安検査機関に関する法第 35 条第 1 項第 1 号、法第 58 条の 30 の 2 第 2 項において準用する法第 58 条の 22、第 58 条の 23 第 1 項及び第 3 項、第 58 条の 24、第 58 条の 27、第 58 条の 29 並びに第 58 条の 20、法第 61 条第 2 項、第 62 条第 2 項並びに第 74 条の 2 台 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号及び第 5 号の 2 に規定する事務

審査基準

- 1 （法律上の規定による基準）
 高压ガス保安法第 58 条の 30 の 2 第 2 項において準用する
 法第 58 条の 20（指定の基準）
 経済産業大臣は、第 58 条の 30 の 2 の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。
 一 経済産業省令で定める機械器具その他設備を用いて完成検査を行うものであること。
 二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。
 三 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 四 完成検査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって完成検査が不公平になるおそれがないものであること。
 五 完成検査の業務を適確かつ円滑に行う必要な経理的基礎を有するものであること。
 六 その指定をすることによって申請に係る完成検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

標準処理
期間

標準処理機関	標準処理期間の内訳			備考
	受付		処理	
14日	機関		機関	消防チーム
	期間		期間	14日